

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定について（ご案内） （セーフティネット保証1号の認定について）

【認定要件】 ※以下の2つの要件のいずれかを満たすこと。

- ・当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者。
- ・当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者。

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②認定要件に該当することが確認できる書類（売上台帳など）
- ③直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ④許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑤委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②認定要件に該当することが確認できる書類（売上台帳など）
- ③現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ④直近の決算書の写し
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）